

東京農工大学グローバル教育院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(兼務教員)</p> <p>第7条 教育院に、専任教員と協力して第3条各号に掲げる事業を実施するため、農学研究院 <u>又は</u> 工学研究院を本務としたまま教育院を兼ねて務める教員(以下「兼務教員」という。)を置くことができる。</p> <p>2 兼務教員は、農学研究院 <u>又は</u> 工学研究院の推薦を受け、次条に規定するグローバル教育院運営委員会の議を経て、学長が発令する。</p> <p>3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(兼務教員)</p> <p>第7条 教育院に、専任教員と協力して第3条各号に掲げる事業を実施するため、農学研究院、<u>工学研究院又は連合農学研究科</u>を本務としたまま教育院を兼ねて務める教員(以下「兼務教員」という。)を置くことができる。</p> <p>2 兼務教員は、農学研究院、<u>工学研究院又は連合農学研究科</u>の推薦を受け、次条に規定するグローバル教育院運営委員会の議を経て、学長が発令する。</p> <p>3 兼務教員の任期は2年<u>以内</u>とし、再任を妨げない。</p> <p>4 (略)</p>	

附 則 (令和5年11月1日グ教規則第1号)
この規則は、令和5年11月1日から施行する。